

金沢市監査公表第 19 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 11 日

金沢市監査委員	加藤 弘行
金沢市監査委員	中村 哲郎
金沢市監査委員	高村 佳伸
金沢市監査委員	森 一敏

1 財産の管理等状況監査

(その 1)

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 福祉健康局福祉政策課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和 7 年 8 月 21 日（令和 7 年監査公表第 13 号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>(1) 建築基準法に基づく定期点検について、次の施設において点検時の不備が 2 年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>課名</td><td>監査対象箇所</td></tr><tr><td>福祉政策課</td><td>卯辰山公園健康交流センター千寿閣</td></tr></tbody></table>	課名	監査対象箇所	福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター千寿閣	<p>指摘のあった建築基準法に基づく定期点検時の不備については、必要な工事を実施し、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課名	監査対象箇所				
福祉政策課	卯辰山公園健康交流センター千寿閣				

(その 2)

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日 | 令和 7 年 10 月 22 日 |
| (2) 措置を講じた局等 | 市民局市民協働推進課 |
| (3) 監査結果の公表年月日 | 令和 6 年 8 月 21 日（令和 6 年監査公表第 11 号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 | |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
(2) 消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	指摘のあった消防査察時の不備（消火及び避難訓練の未実施）については、令和6年9月と令和7年2月に訓練を実施し、必要な措置を講じた。				
<table border="1"> <tr> <td>課名</td><td>監査対象箇所</td></tr> <tr> <td>市民協働推進課</td><td>近江町交流プラザ</td></tr> </table>	課名	監査対象箇所	市民協働推進課	近江町交流プラザ	
課名	監査対象箇所				
市民協働推進課	近江町交流プラザ				

2 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和7年10月16日
 (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和7年3月21日（令和7年監査公表第5号）
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
(2) 遅延損害金発生時の対応について 実査の時点では、遅延損害金が発生していないこともあって、具体的な対応方法は確定していなかったが、今後、納付期限内に納付している納付義務者との公平性が損なわれないように、徴収に向けた事務処理方法を早急に定める必要がある。	新たに定めた遅延損害金の事務処理方法を追記した形で、令和7年3月に金沢市学校給食費徴収事務マニュアルを制定した。